

本日の仮処分申立についての債権者代表挨拶

2019年11月12日

債権者

女川原発の避難計画を考える会代表 原 伸 雄

1 債権者らの紹介及び債権者らが本申立に至る経緯の概略について

私は本日の仮処分申立の債権者の1人で債権者団の代表の原伸雄です。

今回の申立の理由については、弁護士が仮処分申立書において詳しく述べていますが、債権者の1人としてこの間の経緯を踏まえ、裁判所が住民の立場に立った判断を下されることを心から願いながら、一言申し上げます。

本申立を行った私達債権者は、女川原発の避難計画に関心をもつ石巻市民20数名のグループですが、宮城県（以下、「県」と言います。）の原子力防災のガイドラインとそれに基づく石巻市（以下、「市」と言います。）の広域避難計画について、昨年4月より、その検証のため、若手女性弁護士の団体・脱原発ひまわりネットと県との間の質問、回答なども参考にして、検討会・学習会を重ねてまいりました。検証のためには、何より市の計画通りに避難してみることが重要と考え、昨年9月と11月に会員がそれぞれの居住地から、市の広域避難計画で示された避難経路に従い、実際に避難を行ってみました。その経験から、交通渋滞の恐れをはじめとした多くの疑問を抱き、このような避難計画では住民の命も健康も守れないのではないかと心配になり、「女川原発の避難計画を考える会」を立ち上げました。そして、同様の問題意識を持つ弁護士の助言を受けながら、宮城県や石巻市に公開質問や情報公開を求めてまいりました。質問書は、県と市に避難計画の「合同説明会」を求めるなど4次にわたり、宮城県バス協会への質問等も行い、情報公開請求も県と市、バス協会等にも行うなどして、問題点の検討を深めてまいりました。

私達は、こうした検証の結果、「県・市の避難計画の実効性が全く確保されていないのは、現場を見ない机上プランであること、その骨格部分に大きな設計ミスがあり、抜本的な見直しが必要ではないか」と考えるに至りました。

一方で、女川原発再稼働に向けた動きは急速に進み、原子力規制委員会の審査を終え、近々、宮城県と石巻市など立地自治体に「女川原発2号機の再稼働への同意」が求められるとの情報が流れています。このような状況に至って、「避難計画の実効性の確保は、再稼働に対する地元自治体の必須の要件である」と考える私達としては、県と市に対して「女川原発の再稼働に同意しないことの仮処分」の申し立てを行う以外に方策がないと考え、本申立に至ったという次第です。

「考える会」に参加したメンバーの1人1人には、本申立に至ったそれぞれの動機や思いがあります。私自身としては、避難計画に重大な関心をもったのは、東京

電力福島第1原発事故の1年後に、南相馬市の現地を訪れた際の経験が大きな要因になっています。この南相馬市への現地訪問において、私は、まだ動いていない常磐線の原ノ町駅前に宿を取り、早朝に散歩していたところ、駅前に5～6人の女子高生が集まって、久しぶりに顔合わせての会話の中で「私、飯館へ逃げちゃったの！もう赤ちゃん産めないかも？」「あら、私もなの！」と話していました。このとき、私は、何の罪もなく、将来のある若者に徒に不安を与え続けている有様を目の当たりにし、ひとたび原発事故が発生すれば、事故時に様々な被害を発生させるだけでなく、その後も永続的に健康被害やその不安感を与え続けることを痛感したのです。

2 これまでの市・県への質問及び合同公開説明会の実施の要求について

当会は、第1次質問時には、避難計画が、県のガイドラインに基づく市の計画であることから、県と市の双方に「避難計画についての合同の説明会」を求めましたが、「計画は未だ策定途上である」「住民の不安を煽ることになる」などとの理由で「説明会は実施いたしません」と拒否されました。

令和元年5月の第2次質問時においても当会は再び、県及び市に、「計画に実効性を持たせるためには住民の声を聞いて反映すべきではないか」とし、合同公開説明会の実施を求めたところ、市からは「広域避難計画を改定しその上で説明会を検討する」と回答されましたが、未だその説明会は開催されていません。

また、これまでの当会からの質問に対する県及び市の回答で特筆すべきことは、第3次質問において、「広域避難計画の実効性の確保は再稼働に対する地元自治体の同意にとって、必須の要件ではないか」という質問をしたことに対して、「女川原子力発電所2号機の再稼働に係わる同意を求められた場合には、（内閣総理大臣を議長とする）国の原子力防災会議の状況なども踏まえ、判断することになる」旨回答してきたことです。

こうした県や市の姿勢を放置するなら、避難計画の実効性について、市民に説明しないまま、再稼働への同意をしてしまうのではないかとの危機感を覚えます。

3 避難計画の問題点について

(1) 避難ルートの検証

冒頭で触れましたが、私たちは、石巻市の避難計画に沿って避難行動をしてみ、最初に避難計画を検証して感じたそのままのこと、いやそれ以上の不安を肌身に知りました。

私自身は石巻市鹿又の新田町地区に居住していますので、第1次集合場所は鹿又小学校となり、避難退域時検査所が大崎市の南郷体育館になるのですが、ここへは他地区と合わせて約3500人が集まる計画です。避難受付ステーションが仙南の柴田町役場、そこで避難所を指定されて移動するというルートでした。2つある避難経路のうち、第2経路の県道241号線・県道9号線・国道4号線・

県道50号線と約90キロの道のりを車で走り、約2時間40分かかりました。昼間の時間帯でしたが幹線道路は普段でも渋滞気味で、まず何より感じたことは、いざとなったら大変な渋滞に巻き込まれ避難所まで何時間かかってしまうのかということでした。そして同時に、県や市の職員は、この明らかな「机上プラン」を、それと知りながらどんな気持ちで作ったのだろうと思わざるを得ませんでした。

また、その他のルートを走った会員からも、「片側一車線が大半で、有料道路との並走も多く、有料道路へ入ろうとする車など渋滞の発生で混乱しそうな個所が至る所にある」「避難退域時検査所から避難所受付ステーションへは土地勘がないと迷ってしまう」「風向きがかわれば避難先も変えなくてはいけないのにどうするのだろう」「指定避難先で拒否されたとき2次避難先はどうなるのか」等々、避難計画への疑問の声が次々と上がり、長距離避難の中、2か所もあるチェックポイントに寄らなくてはならないことがまず問題ではないかと考えるに至りました。

(2) 避難計画の設計ミスについて

申立書において具体的、実践的に指摘されていますが、避難計画には、いろいろな懸が生じます。中でも一斉に避難しなくてはならない原発事故時に、誰もが感じる不安は、やはり車の渋滞問題です。高齢や入院中、施設に入っているなどの事情で、バスで避難しなくてはならない方々にとっては、バスが本当に来てくれるだろうかということも問題となります。

渋滞問題について、石巻市民は、8年前の東日本大震災時の津波の時の自らの体験や、家族や知人、友人がわずかな時間の差や裏道・脇道の知識の違いで命を落としたり拾ったりした経験を知っています。その直後には福島での避難途上の痛苦の体験も見聞しています。

バス確保の問題とも関連しますが、地域で民生委員を務める債権者の一人は、病院の入院患者や高齢者施設、障害者施設の入所者の問題とともに、支援する家族・親戚などが近くにいない「要支援者」の避難について、市は「避難行動要支援者名簿」を作成し対応すると言っているものの、同時に同名簿について「登録しても支援を約束するものではない」と言っており、社会的弱者の避難計画は置き去りにされているのではないかと指摘しています。

また近年の異常気象の中で、原発事故の発生という複合災害時への対策が全くとられておらず、11月13日に予定されていた県の原子力防災訓練が、台風19号の影響で縮小や中止とならざるを得なかったことも懸念されてなりません。

避難計画においては、誰が考えても心配なこうした渋滞問題、バス確保の問題、社会的弱者の問題、複合災害時の問題などは解決されていなくてはなりません。しかし、県及び市の避難計画や質問状への回答では、その方向性が示されていないばかりか不安を増大させるものとなっています。

この避難計画を検討して明らかになったのは、長距離の避難経路の途中で、避

難退域時検査所、受付ステーションと2か所でのチェックポイントを経なくてはならないことが大きな問題であるということです。すなわち、退域時避難検査所の候補地は、当初の13か所から予備を踏めて16か所となりましたが、そこに何台の車が集中するかの予測も、検査にかかる時間の予測も立てられておらず、市の計画のままでは、私たちの試算では途方もない長い日時を要することとなります。避難所受付ステーションにおいても同様な事態が発生してしまいます。しかもこの2か所のチェックポイントの設定に関して気象条件は一切考慮されておらず、その日の風向などによって生ずる混乱は想像すらできません。こうしてみると、避難計画が示すこの仕組み自体の中に大渋滞や混乱を引き起こす要因があるのではないかと考えざるを得ず、これは、避難計画の土台部分の設計ミス・決定的欠陥に外ならないと考えます。

県及び市が、「いかに早く被ばくを最小限にしてできる限り安全な場所に市民を誘導すべきか」との観点から避難計画を作成検討するならば、申立書で示しているような「30キロ圏外に検査所を50か所程度設置する」などを土台に据えた方策も検討されてしかるべきだったのではないのでしょうか。しかし、県と市はそうした観点から検討した形跡もなく、この避難計画は、14万人以上もいる石巻市民を、県内に限定した他自治体にいかにして振り分けるかに腐心した、いわば机上の事務的な避難計画になっていると言わざるを得ません。

こうした避難計画しかない状況において、もし女川原発に事故が起きたら、避難計画のないまま逃げ惑った福島の二の舞になることはもとより、実効性のない誤った避難計画によってさらなる混乱を来す恐れすらあるといえます。

4 まとめ

福島第1原発の事故から8年が経過する中で、「原発に対する安全神話」の克服こそ教訓とすべきとされてきましたが、今日の行政の避難計画策定の経過や態度を見ると、一部「御用学者」の説論にのみ耳を傾けて、「福島のような事故はもう起こらない」との「新たな安全神話」の中で作業を進めているのではないかと問われてなりません。

大川小学校の裁判において、最高裁も認めた確定判決が、地方自治体には「事前防災義務」があることを指摘したことも重要であります。

何よりも住民の命と健康に責任を負うという地方自治体の原点に立った避難計画の策定へ、その姿勢の根本的転換を強く求めるものです。

不幸にして、事故が起こってしまった時、住民は逃げるしかありません。その拠り所が、自治体の避難計画です。その避難計画に実効性が期待できない以上は、「再稼働への同意」を見逃ごすことは出来ません。

裁判所に対しては、住民の立場に立った避難計画を策定させるためにも賢明なる判断を下されるよう重ねて強く要望したいと思います。

以上